VI　歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

区分	品名	単位	材料価格
001	（略）		
002	歯科鋳造用14カラット金合金インレー用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	10,300円
003	歯科鋳造用14カラット金合金鋲（びょう）用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	8,991円
004	歯科用14カラット金合金鋲（びょう）用線（金58.33％以上）	１ｇ	9,086円
005	歯科用14カラット合金用金ろう（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	9,075円
006	歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	3,045円
007～009	（略）		
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	4,560円
011	歯科鋳造用銀合金　第１種（銀60％以上インジウム５％未満　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	179円
012	歯科鋳造用銀合金　第２種（銀60％以上インジウム５％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	204円
013	歯科用銀ろう（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	245円
014～069	（略）		
Ⅶ～Ⅸ	（略）		

○経済産業省告示第百二十五号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたギニア共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を次のように指定したので、告示する。

令和六年八月三十日

経済産業大臣　齋藤　健

赤

洗浄剤。油脂除去剤。せっけん。香水、化粧品。ヘアーローション、練り歯磨き。口紅、美顔用パック。ひげそり用品。革用クリーム。薬剤。獣医科用品。衛生用品。消毒用せっけん。医療用練り歯磨き。乳児用食品。殺菌剤。除草剤。医薬用化学剤。薬草。医療用ハーブティー。コンピュータ。ソフトウェア。コンピュータ周辺機器。電線。消火器、眼鏡（光学用のもの）。ノートブック型コンピュータ用にデザインされたかばん。義歯。整形外科用品。瓶。乗物。車体。トラクター。モペット。折畳み式乳母車、手押し車。宝飾品。宝石店の宝玉、宝玉の原石、貴金属。貴金属製造形品。貴金属製像。貴金属製小立像。メダル。楽器。印刷物。写真。文房具。文房具としての又は家庭用の接着剤。紙製事務用品。カレンダー。筆記用具、彫刻された美術品。絵画。図面・スケッチ画。トイレットペーパー。紙製又はプラスチック製の包装袋。紙製又はプラスチック製のごみ収集用袋。家具。氷、鏡。フレーム。木製・ろう製又はプラスチック製の造形品。プラスチック製包装容器。肘掛けいす。マットレス。鏡台。弦。テント。ポリン、雨覆い。織物製包装用袋。被服。毛皮製履物及び運動用特殊靴、毛皮製被服。スカーフ。メリヤス下着、メリヤス靴下。コーヒー。茶。ココア。砂糖。米。タピオカ粉、穀物から成る加工品、パン。ペストリー。コンフェクショナリー。食用アイスクリーム。はちみつ。酵母。食塩。香辛料、サンドイッチ。ピザ。パンケーキ。クッキー、チョコレートケーキ。ココア飲料。コーヒー飲料。茶飲料。農業、水産養殖業、園芸及び林業の生産物。生きている動物。生鮮の果実。生鮮の野菜、自然の植物。自然の花。飼料。天然芝、食用昆虫類。未加工の穀物、植物。木。未加工の木材。ビール。ミネラルウォーター、炭酸水。果実を主原料とする清涼飲料。飲料用シロップ。レモネード。果肉飲料。清涼飲料。アルコール分を含まないアペリティフ。アルコール飲料。地理的表示によって保護されているぶどう酒。保険業務。銀行業務。準備基金業務。土地・建物の管理。投資。金融又は財務に関する助言。財務見積もり（保険・銀行・不動産）。投資。物品の輸送・こん包及び保管、旅行の企画・運営。輸送に関する物流管理。新聞の配布。水の配給。電気の配給。製品の配達。乗物の貸与。タクシー一再一による輸送。教育。訓練。娯楽、スポーツ及び文化活動。職業に関する訓練。書籍の制作。映画の制作。ショーのセットの貸与。写真の撮影サービス。教育又は娯楽に関する競技会の企画・運営。会議の企画及び運営、文化又は教育のための展示会の企画・運営、オンラインで提供される電子書籍及び電子定期刊行物の制作。ケータリング、一時宿泊施設の提供。バーにおける飲食物の提供。ケータリング。ホテルにおける宿泊施設の提供。子供の世話。

VI　歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

区分	品名	単位	材料価格
001	（略）		
002	歯科鋳造用14カラット金合金インレー用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	9,232円
003	歯科鋳造用14カラット金合金鋲（びょう）用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	7,923円
004	歯科用14カラット金合金鋲（びょう）用線（金58.33％以上）	１ｇ	8,018円
005	歯科用14カラット合金用金ろう（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	8,007円
006	歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	2,760円
007～009	（略）		
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	4,237円
011	歯科鋳造用銀合金　第１種（銀60％以上インジウム５％未満　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	159円
012	歯科鋳造用銀合金　第２種（銀60％以上インジウム５％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	184円
013	歯科用銀ろう（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	233円
014～069	（略）		
Ⅶ～Ⅸ	（略）		

○経済産業省告示第百二十六号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたヨルダンの記章を次のように指定したので、告示する。

なお、令和二年経済産業省告示第百十二号（商標法の規定に基づきヨルダンの記章及び標章を指定した件）は廃止する。

令和六年八月三十日

経済産業大臣　齋藤　健

一

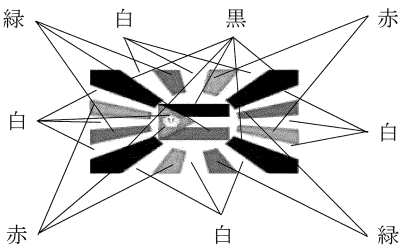
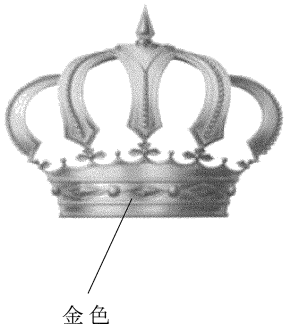
二